

士業および法曹人口・法曹養成制度に関する考え方

2006年9月22日

日本弁護士連合会

司法制度改革と「規制改革」

司法制度改革審議会（以下「審議会」という。）は、法曹三者のみならず国民や広く社会各層からの意見をくみ上げたうえで二年にわたる集中的議論・検討を行い、法曹人口・法曹養成制度のあり方を含む司法制度全般を見通した改革意見（以下「審議会意見書」という。）をとりまとめたものである。

審議会意見書に基づく制度改革課題の実現に取り組んでいる現段階においては、まずはその着実な実行と検証に注力すべきであり、なんらの検証を経ないうちに、審議会の定めた基本的な枠組みに変更をきたすような政策を行うことは差し控えられるべきである。

士業制度について

1 司法制度改革審議会意見書における整理

審議会意見書においては、法曹人口（裁判官，検察官，弁護士）が十分な規模になるまでの当面のニーズに応えるため、隣接法律専門職への一定の法的業務権限の拡大がはかられたものである。同意見書では、隣接法律専門職のあり方につき、弁護士人口の増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、改めて総合的に検討することとされている（同意見書 87 頁参照）。

審議会意見書においては、弁護士法 72 条の枠組みを基本的に維持しつつ、法曹人口が十分になるまでの過渡的・補完的措置として、隣接法律専門職が果たすべき役割を限定して認めたのであるから、今後法曹人口は大幅に増加するものと見込まれる以上、隣接法律専門職のさらなる法律業務拡大は、審議会での議論以降に生じた必要性と合理性がない限り認めるべきではない。

2 弁護士の強制加入制度について

(1) 弁護士については、弁護士会への強制加入制度は不可欠の制度である。

弁護士には、弁護士自治が認められており、弁護士会および日本弁護士連合会のみが弁護士に対して懲戒権その他指導監督権限を有する。これは、弁護士がときとして権力と対峙して国民の基本的な人権を擁護するという重要な役割を負っていることから、監督官庁をもたず、自ら弁護士を懲戒し、

その他指導・監督を行うものである。弁護士の質を維持し、国民の弁護士に対する信頼を維持するためには、この綱紀懲戒制度に基づく指導監督が全ての弁護士に及ぼされるようにしなければならず、そのためには強制加入制度が不可欠である。

(2) 綱紀懲戒制度は極めて厳格に運用され、十分に機能している。

弁護士会および日本弁護士連合会の綱紀委員会、懲戒委員会には、弁護士以外の外部委員が入って透明性を確保した上で綿密な審理が行われている。更に、弁護士ではない外部の委員だけで構成される綱紀審査会が当連合会に設置され、懲戒請求者の異議申出に対応した審査が行われている。そして、平成16年には審理の判断基準となる弁護士職務基本規程を拡充・改定した。

法曹人口および法曹養成制度について

1 現段階で別途の数値目標を定めるべきではない

審議会の議論に基づき、2010年ころまでに司法試験合格者数を3000人とするという目標が設定されており、この増員ペースのもとで、実働法曹人口は、2018年ころには、5万人規模になると予想されている。

適正な法曹人口を検討するには、社会の法的ニーズの検証が不可欠である。現段階においては、上記審議会が示した増員のペースに関連して、法的ニーズの量およびその動向を検証するとともに、法科大学院を中心とした新たな養成制度のもとで、しっかりとした法曹養成を行うことが肝要である。

また、司法制度全体がバランスのとれた形で機能を発揮するためには、裁判所、検察庁を含む司法全体の人的物的基盤の整備を計画的に行うことも不可欠である。

未だ合格者3000人にすら達していない現段階で、更にその先の別途の数値目標を設定するのは不可能であり反対である。

2 既に検証が開始されている

当連合会においては、弁護士の質の維持、法的ニーズの量およびその動向等につき既に客観的データを収集する等の検証作業に入っている。また、10月に業務を開始する日本司法支援センターに寄せられる法律相談の数、内容・動向等を吟味することで法的需要に関する重要なデータが得られると考えられる。検証は様々な角度から既に開始されており、それらの結果をふまえるべきである。

3 法曹養成制度について

多様な人材を法曹にすべく、法学部出身ではない未修者が法科大学院で法曹を目指して学ぶ制度が実現したが、この未修者が法科大学院を実際に卒業するのは来年が初めてである。法科大学院教育が効果的に行われているかどうか、これから検証が開始されるところである。

また 現在弁護士会も司法研修所も 2010 年ころに司法試験合格者年間 3000 人という審議会意見書で想定された規模の合格者に対応すべく、最大限の努力をしているところであり、安易にそれを前倒しにすることについては、しっかりした法曹養成を行うという観点から反対である。

審議会意見書は、法曹に求められる資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等、をあげている。

利用者たる市民の視点から考えても、充実した法曹養成過程を経た資質の高い者が法曹となり、質のよい法的サービスの提供を受けられるような制度設計・運営がなされることが望ましいと考えられる。

以 上